

東北福祉大学ボランティア会規約

第1条（目的）災害が発生した際に迅速に被災地・被災者支援を行い、早期の復旧・復興に資する。また、障害者や高齢者、子どもを対象とした地域支援等社会に貢献できる活動も実践する。

第2条（名称）「東北福祉大学ボランティア会」とする。

第3条（所在地）事務局は「仙台市青葉区国見1丁目8-1」に置く。

第4条（会員）会員は本学学生（院生含む）とし、会員の籍は在学期間中とする。

第5条（役員）この会には次の役員を置く。

代表1名・事務局長1名

第6条（役員の任期）任期は2年とし、再任を妨げない。

第7条（代表）代表は会を代表して運営する。

第8条（運営）運営は東北福祉大学ボランティア支援課が行う。

第9条（規約の改正）この規約は会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

この規約は平成19年7月1日から適用する。

この規約は東北福祉大学ボランティア会の運営を定めたものに相違ありません。

東北福祉大学ボランティア会 代表 阿部 靖彦